令和元年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和元年１１月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

議案番号	件　　名	頁
議案第１号	かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の新旧対照表	1
議案第２号	かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表	3
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表	5

新旧対照表

○議案第１号　かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

新	旧
かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例 平成３１年３月２５日 条例第１４号	かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例 平成３１年３月２５日 条例第１４号
目次	目次
第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　実施機関が取り扱う個人情報の保護 第１節　個人情報の取扱い（第４条―第１２条） 第２節　個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第１３条―第４３条） 第３節　審査請求等（第４４条―第４７条） 第４節　他の制度との調整等（第４８条・第４９条） 第３章　雑則（第５０条・第５１条） 第４章　罰則（第５２条―第５５条） 附則	第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　実施機関が取り扱う個人情報の保護 第１節　個人情報の取扱い（第４条―第１２条） 第２節　個人情報の開示、訂正及び利用停止等（第１３条―第４３条） 第３節　審査請求等（第４４条―第４７条） 第４節　他の制度との調整等（第４８条・第４９条） 第３章　雑則（第５０条・第５１条） 附則
第４章　罰則 第５２条　実施機関の職員若しくは職員であった者又は第１１条第１項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含	

む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。 第５３条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 第５４条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	

新旧対照表

○議案第２号　かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２７号 第３０条　略 （罰則） 第３１条　第２６条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、２０万円以下の罰金に処する。	かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２７号 第３０条　略

新旧対照表

○議案第３号　かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２９号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成３１年３月２５日 条例第２９号
（退職手当） 第１９条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。 ⑴　略 ⑵　略 ⑶　略 ⑷　略	（退職手当） 第１９条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。 ⑴　略 ⑵　略 ⑶　略 ⑷　略
２　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 ⑴　略 ⑵　地方公務員法第２８条第４項の規定による失職をした者 ⑶　略	２　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合企業長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 ⑴　略 ⑵　地方公務員法第２８条第４項の規定による失職（同法第１６条第１号に該当する場合を除く。）をした者 ⑶　略